

# 平成28年度第1回空家等審議会における指摘事項等

参考資料No.1

## 【ガイドライン別紙1関係】 ※カテゴリーⅠ～Ⅲ関係

- ・周辺への影響がない場合、どこにもチェックが付かず、判定フローでは周辺への影響をキーにして総合判定を行うことに矛盾が生じている。
- ・周辺への影響の調査で、「倒壊の危険がある」の問いに対する回答になっていない。
- ・まずは傾斜を測定して、傾斜がある場合は隣地等との距離を考慮して周辺への影響度を出すのが一般的。
- ・「一見して」の表現は曖昧であり、「一見して危険と判断されるものに該当する場合は調査不要」とすることは問題。
- ・その他、「避難路等の前面道路」と、そうでない「前面道路」との違いが不明。 など

## 修正案

- ・カテゴリーⅠを『建築物の傾斜(倒壊のおそれ)』、カテゴリーⅡを『周辺への影響』、カテゴリーⅢを『建築物及び敷地の調査』とする。
- ・一見して危険と判断されるものの調査は削除する。
- ・落下危険物等に関する調査は、カテゴリーⅡ『周辺への影響』に含める。
- ・判定フローを『建築物の傾斜』をキーにして総合判定を行うよう修正する。
- ・避難路等の前面道路や、建物等との距離などの解説を写真等を用いて具体的に示す。 など

## 【ガイドライン別紙2～4関係】

特に修正が必要な指摘事項等はなし。

## 【その他指摘事項等】

ガイドライン条文では「倒壊または衛生上など」という記載であり、別紙1と、別紙2～4の2つに分けて考えることは正しい。倒壊を第一基準にするのも問題ない。ただし、衛生面でも特定空家等となり得るのであれば、その理由を明記する必要がある。 など